2023.10.10

各国のいじめ対策の実相

ストップいじめ！ナビ

0.はじめに

日本で「いじめ防止対策推進法」が施行されてから、10 年が経過した。この 10 年間でいじめ対策が推進された側面もあるが、いじめ減少率が限定的であることと、法律そのものへの理解浸透が不十分であることなど、現行法の運用面でも多くの課題が残っている。また、同法に記されている研究調査の推進についても、消極的な状況が作っている。

他方で日本以外の国においても、国によるいじめ対策が行われている。それらは一体どのようなものなのか。主な国をピックアップした上で、その実態を概観しておきたい。

――――――――――――――

1.イタリア
2.ドイツ
3.フランス
4.カナダ
5.US
6.UK
7.オーストラリア
8.韓国
9.フィンランド

これら各国政府による、いじめ対策、いじめに関する調査、いじめ対策専門家の育成を中心にまとめていく。

――――――――――――――

1. イタリア

1-1. 対策/専門家の育成
対応省庁：文部科学省（ https://miur.gov.it/bullismo）

「いじめ・ネットいじめの防止と対策に関するガイドライン」が 2021 年に更新された。主な更新点は以下の通りである。
・いじめやネットいじめに対抗するための有用なツールやグッドプラクティスを紹介。
・ELISA プラットフォーム（*下記参照）にて、教員に対していじめ防止対策に関する e-learning 研修を実施。
・学校および地域レベルでのワーキンググループ（いじめ防止チームおよび緊急チーム）の設立の呼びかけ、また参考人として専門家を呼ぶこと。
・いじめやネットいじめの連絡先を学校のホームページで公開することの推奨。
・警察／司法当局に犯罪や危険な状況を報告するためのテンプレートを提供。

* ELISA プラットフォーム
2018 年 10 月、教育省はフィレンツェ大学と共同でいじめとネットいじめに対応するための教員専用の e-learning 研修プラットフォームを設置した。
各学校は、いじめやネットいじめの防止対策担当教員（最低 1 名、推奨は 2 名）を任命するよう政府から要請されている。2021 年までに 1 万人以上のイタリア人教師と、約 70％の教育機関が登録している。

1-2 調査
2018 年の HBSC*イタリア調査、2019 年 ISTAT**調査によると、学校でのいじめ行為は年齢とともに減少し、特に月に 1 回以上いじめられたことがある個人の割合は 11 歳から 13 歳の 22.5％から 14 歳から 17 歳の 17.9％と年齢とともに減少していた。
調査からは、いじめと密接な関係にあるのが DV であることが明らかになっている。DV にさらされた子どもは、積極的に仲間をいじめたり、いじめられたりする可能性が高い。

* HBSC 調査：WHO による Health Behaviour in School-aged Children 調査のこと。1982 年にイギリス、フィンランド、ノルウェーの研究者によって設立され、現在では若者の健康と社会環境に焦点を当てており、いじめやネットいじめの項目も含まれている。現在、ヨーロッパと北米の 48 カ国・地域が参加している。各参加国は HBSC 国際プロトコル（Inchley et al.、2018）に従い、4 年間隔 11 歳、13 歳、15 歳の若者にアンケート調査を行っている。現在、結果が出ているのは 2018 年の調査。

**ISTAT 調査：”Indagine conoscitiva su bullismo e cyberbullismo”（イタリア独自のいじめ・ネットいじめに関するアンケート調査）https://www.istat.it/it/files/2019/03/Istat-Audizione-27-marzo-2019.pdf

2. ドイツ

2-1 対策

対応省庁：連邦青年局（https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/bundesprogramm-gegen-mobbing-an-schulen-gestartet-130734）など

2018 年 11 月、連邦家族・高齢者・女性・青年省は、過激主義、憎悪、人種差別と戦うため、「リスペクト・コーチ／いじめ防止専門家」プログラムを立ち上げ、全国の学校を支援している。**リスペクト・コーチ**とは、特別に訓練されたソーシャルワーカーのことであり、連邦青年局が育成資金を提供している。

2-2 調査

上記の「リスペクト・コーチ」に関して、２年間のモニタリングの結果、このプログラムは有効であり、大多数の学校はリスペクト・コーチを常設機関として持つことを希望していることが明らかになった。リスペクト・コーチが学校で活動している期間が長いほど、学生同士が敬意に満ちた相互関係を築くようになり、自分自身が強化されたと感じ、クラスの雰囲気にプラスの効果があった。

（ https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/service/publikationen/wissenschaftliche-begleitung-des-modellprogramms-respekt-coaches-anti-mobbing-profis--182702）

また、いじめ自体の調査として、2018 年の WHO HBSC 調査ドイツ版が行われている（結果の詳細は不明）

https://edoc.rki.de/handle/176904/6974

2-3 育成

https://www.lass-uns-reden.de/1/news/erste-schulungen-der-respekt-coaches

「リスペクト・コーチ」の入門研修が各地で行われている（記事は 2018 年のもの）。

3. フランス

3-1. 対策/育成

対応省庁：文部科学省（ https://www.education.gouv.fr/non-au-harcelement）

フランスでは 2019 年 7 月 26 日に「信頼される学校のための法律」で「ハラスメントを受けずに学校に通う権利」が制定され、私立学校にも適用された。このため対策が義務化された。

対策の柱は「pHARe プログラム（ https://www.education.gouv.fr/non-au-harcelement/phare-un-programme-de-lutte-contre-le-harcelement-l-ecole-323435）」。
6 つの学校で 2 年間の実験段階を経て、2021 年度からハラスメント防止プログラム「pHARe」が一般に公開された。（増田注：フランスでは「harcelement」という単語でいじめを表現している）
このプログラムは学校風土の測定、スタッフの参加とリソースチームのトレーニング、生徒へのトレーニング、パートナー団体との協力といういくつかの原則に基づいている。実験段階においては、学校の風土、教育環境の安全性、生徒のコミットメントに非常に良い効果が認められた。今後全ての学校で、学校長を含む全ての教育スタッフ及び全ての児童生徒・学生を対象とした研修・支援計画が提案される予定である。また「ハラスメント防止アンバサダー」が学校で制度化される。

＜pHARe プログラムの 8 つの柱＞
1. 学校の風土を測定する。
2. ハラスメントを防止する。
3. 学生を保護する専門家とスタッフのコミュニティーの構築。
4. ハラスメントが発生した場合、効果的に介入する。
5. 保護者やパートナーを巻き込み、プログラムについてコミュニケーションを図る。
6. 学校の民主化団体、および健康、市民権、環境に関する教育のための委員会を動員する。
7. 上記のアクションの影響を監視する。
8. リソースに特化したプラットフォームを提供する。

pHARe プログラムの中心には、ハラスメント対策に特化したデジタルプラットフォームがあり、以下のような内容が含まれる予定である。
・児童生徒・学生、スタッフ、保護者を対象とした教育コンテンツ
・学校管理者のためのモニタリングツール
・ハラスメントやオンラインハラスメントに対抗するために取るべき行動マップ

また、2022 年 3 月 2 日に制定された学校いじめ防止対策推進法では、学校でのいじめを犯罪とし、被害者が自殺または自殺未遂をした場合、最高で 10 年の懲役に処することが

できる。また、ソーシャルネットワーク上でのいじめに対抗するため、生徒や学生への嫌がらせに使われた携帯電話やコンピュータの押収・没収を許可される。さらに、インターネット利用者（プラットフォームやプロバイダー）に課せられた目的の中にいじめ対策が含まれており、ソーシャルネットワーク上のいじめコンテンツを抑制する義務が明記されている。
（ https://www.vie-publique.fr/loi/282708-loi-balanant-2-mars-2022-combattre-le-harcelement-scolaire）

＜オンラインハラスメントの通報窓口一本化：「3018」＞
無料、匿名、秘密厳守の 3018 は、デジタル暴力の被害者のための全国共通番号。
専門家、弁護士、心理学者、デジタル専門家で構成されるそのチームは、月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 8 時まで連絡することができる。3018 は、ハラスメントの証拠（スクリーンショット、写真、URL リンクなど）を安全なデジタル金庫に保管し、1 時間以内にコンテンツを削除させることができる。教育省、法務省、119、警察、国家憲兵隊と協定を結び、優先的に報告を行っている。また、青少年センター（Maisons des Adolescents）のネットワークと連携し、心理カウンセリングの紹介も行っている。3018 は、必要に応じて、被害者に苦情の申し立て方法をアドバイスしている。
（ https://e-enfance.org/app3018/）

4. カナダ

4-1 対策
公的ページからリンクされている「**PREV net**」（https://www.prevnet.ca/）が、いじめに関する情報のプラットフォームとなっている。
PREVNet は、2006 年に、Networks of Centres of Excellence の資金提供により、ヨーク大学の Debra Pepler 博士とクイーンズ大学の Wendy Craig 博士によって共同設立された。現在は、カナダ全土の 30 の学術機関を代表する 130 人の研究者と、60 以上の国の青少年支援団体で構成されている。PREVNet では、幼少期や思春期の経験がどのように不健康な行動につながるかを検証し、対人暴力を防止し、子どもや若者の健全な関係を育むための実践、プログラム、政策を共同開発している。
「Bullying」の中の「Facts & Solutions」のページでは、
・いじめは子供時代の普通のことだと考えている人が多いが、事実はそうではないこと
・いじめは深刻な被害をもたらすこと
・子供たちいじめから成長することはないこと
・いじめは大多数の子供たちに影響を与えていること
などが強調されている。

このほか、カナダの国家犯罪防止センター（National Crime Prevention Centre：NCPC）が、いじめの防止プログラムの概要のみを紹介している
（ https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrcs/pblctns/bllng-prvntn/index-en.aspx）。

4-2 調査
カナダ公安によるレポート（ https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/rsrcs/pblctns/index-en.aspx）
カナダ赤十字による統計（ https://www.redcross.ca/how-we-help/violence-bullying-and-abuse-prevention/educators/bullying-and-harassment-prevention/facts-on-bullying-and-harassment）

5.US

5-1 対策
担当部署：保健社会福祉省
いじめ対策公式ページ
https://www.stopbullying.gov/
いじめ、サイバーいじめ、その予防など一般的な情報が集約されている。

5-2 調査
保健社会福祉省による統計
https://www.stopbullying.gov/resources/facts
上記の「stopbullying」内に記述あり。
いじめは 20%の生徒が経験していることや、その場所や内容など

5-3.育成
いじめ防止研修センター
https://www.stopbullying.gov/resources/training-center

6.　UK

6-1. 対策
担当部署：不明
公的ページ（GOV. UK）のいじめのページ（ https://www.gov.uk/bullying-at-school）には

まず「警察に通報」との記述がある。
ーーーーーーーーーーーーー
いじめの中には、違法なものもあるので、**警察に通報**する必要がある。
これには以下が含まれる；
・暴力や暴行
・窃盗
・度重なる嫌がらせや脅迫（例：悪口、脅迫、罵倒的な電話、E メール、テキストメッセージなど
・ヘイトクライム
自分または他の誰かが直ちに危険にさらされている場合は、999 に電話してください。
ーーーーーーーーーーーーー
また、法律により、すべての州立学校（私立は除く）は、生徒の間のあらゆる形態のいじめを防止するための対策を含む行動方針を定める義務がある。この方針は学校によって決定され、すべての教師、生徒、保護者は、その内容を知らされなければならない。
このため、以下のような複数のいじめ対策機関がある。

* Anti-Bullying Alliance
* Bullying UK
* Childline
* The Diana Award
* Internet Matters
* Kidscape

例えば、「Anti-Bullying Alliance」では、無料の学校向けプログラムの提供、無料のいじめ対策オンライントレーニングを提供している。

6-2. 調査
政府によるいじめ調査
https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/crimeandjustice/bulletins/onlinebullyinginenglandandwales/yearendingmarch2020

6-3. 育成
上述の「Anti-Bullying Alliance」では、専門家向けのオンライントレーニングを提供している。

7.オーストラリア

7-1. 対策
政府が「Bullying NO WAY!」というプラットフォームを整備している。
（ https://bullyingnoway.gov.au/）
政府からは学校向けに多くのリソースを提供している。
例えば「生徒がいじめを報告したとき」「保護者対応」など具体的対応もすぐに見られる
（ https://bullyingnoway.gov.au/resources/professional-learning-resources）
また、学校ごとの目標に応じて、政府が一覧で提供するプログラム「Be You Programs Directory」の中から一つを選択し、その効果を以下の“STEPS”という方法で吟味するというプロセスが推奨されている。

学校用 STEPS：
第 1 層：それは効果があるか？その根拠は？
「定義」「理論」「根拠」「実践」を検証することで、その効果を検証する。
第 2 層：本校の目標を達成するために有効か？
適合性、実現可能性、展望を検討する。
第 3 層: 効果があったことをどのように知ることができるか?
持続可能性（Sustainability）と実際の結果（Real results）を検証する。

7-2. 調査
公的調査
https://bullyingnoway.gov.au/resource/Documents/Bullying-is-Never-OK-student-engagement.pdf#search=survey

8.韓国

8-1.対策

【法律】
「**学校暴力予防及び対策に関する法律**」が 2008 年に制定された。

https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%ED%95%99%EA%B5%90%ED%8F%AD%EB%A0%A5%EC%98%88%EB%B0%A9%EB%B0%8F%EB%8C%80%EC%B1%85%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EB%B2%95%EB%A5%A0

これには各種委員会設置（国における「学校暴力対策委員会」、地方における「学校暴力対策地域委員会」、以下に説明する「学校暴力対策審議委員会」など）のほか、以下のような項目がある。

第 15 条（学校暴力予防教育等）

①学校の長は、学生の肉体的・精神的保護と学校暴力の予防のための学生に対する教育（学校暴力の概念・実態及び対処方案等を含めなければならない）を学期別に 1 回以上実施しなければならない。

②学校の長は、学校暴力の予防及び対策等のための教職員及び保護者に対する教育を学期別に 1 回以上実施しなければならない。

③学校の長は、第 1 項による学校暴力予防教育プログラムの構成及びその運用等を専担機構と協議して専門団体又は専門家に委託することができる。

④教育長は、第 1 項から第 3 項までの規定による学校暴力予防教育プログラムの構成と運用計画を保護者が容易に確認できるようにインターネットホームページに掲示し、その他様々な方法で保護者に知らせるよう努めなければならない。

⑤その他学校暴力予防教育の実施に関する事項は、大統領令で定める。<改正 2011. 5. 19.>

第 16 条（被害学生の保護）

①審議委員会は、被害学生の保護のために必要と認めるときは、被害学生に対して次の各号のいずれかに該当する措置（複数の措置を同時に賦課する場合を含む。）をすることを教育長（教育長がない場合第 12 条第 1 項により条例で定めた機関の長とする。以下同じ）に要請することができる。ただし、学校の長は、学校暴力事件を認知した場合、被害学生の反対医師など大統領令で定める特別な事情がなければ、**遅滞なく加害者（教師を含む）と被害学生を分離**しなければならず、被害学生が緊急保護を要請する。この場合、学校の長は審議委員会に直ちに報告しなければならない。

1. 学内外の専門家による心理相談及び助言
2. 一時保護
3. 治療および治療のための療養
4. 学級交換
5. 削除<2012. 3. 21.>
6. その他被害学生の保護のために必要な措置

②審議委員会は、第 1 項による措置を要請する前に被害学生及びその保護者に意見陳述の機会を付与するなど適正な手続を経なければならない。
③第 1 項による要請があるときは、教育長は被害学生の保護者の同意を受けて 7 日以内に該当措置をしなければならない。
④第 1 項の措置等保護が必要な学生に対して学校の長が認める場合、**その措置に必要な欠席を出席日数に含めて計算**することができる。
⑤学校の長は、成績等を評価する場合、第 3 項による措置により生徒に不利益を与えないように努力しなければならない。
⑥被害学生が専門団体や専門家から第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による相談等を受けるために使用される費用は、加害学生の保護者が負担しなければならない。ただし、被害学生の迅速な治療のために学校の長又は被害学生の保護者が望む場合には、「学校安全事故予防及び補償に関する法律」第 15 条による学校安全共済会又は市・道教育庁が負担し、これに対する償還請求権を行使することができる。
⑦学校の長又は被害学生の保護者は、必要な場合、「学校安全事故予防及び補償に関する法律」 第 34 条の控除給与を学校安全控除会に直接請求することができる。
⑧被害学生の保護及び第 6 項による支援範囲、償還請求範囲、支給手続等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 16 条の 2（障害学生の保護）

①誰もが障害等を理由に障害学生に学校暴力を行使してはならない。
②審議委員会は、被害学生又は加害学生が障害学生である場合、審議過程に「障害者等に対する特殊教育法」 第 2 条第 4 号による特殊教育教員等特殊教育専門家又は障害者専門家を出席させたり、書面等の方法で意見を聞くことができる。
③審議委員会は、学校暴力で被害を受けた障害学生の保護のために障害者専門相談家の相談又は障害者専門治療機関の療養措置を学校の長に要請することができる。
④第 3 項による要請があるときは、学校の長は該当措置をしなければならない。この場合、第 16 条第 6 項を準用する。

第 17 条（加害学生に対する措置）

①審議委員会は、被害学生の保護と加害学生の先導・教育のために加害学生に対して次の各号のいずれかに該当する措置（複数の措置を同時に賦課する場合を含む）をすることを教育長に要請しなければならず、各措置別適用基準は大統領令で定める。ただし、退学処分は義務教育過程にある加害学生に対しては適用しない。
1. 被害学生に対する書面謝罪
2. 被害生徒及び届出・告発生徒に対する接触、脅迫及び報復行為の禁止
3. 学校での奉仕

4. 社会奉仕
5. 学内外の専門家による特別教育履修または心理治療
6. 出席停止
7. 学級交換
8. 転校
9. 退学処分

②第 1 項により審議委員会が教育長に加害学生に対する措置を要請するとき、その理由が被害学生又は申告・告発学生に対する脅迫又は報復行為である場合には、同項各号の措置を同時に賦課し、又は措置内容を加重できる。

③第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号から第 8 号までの処分を受けた加害学生は、教育監が定めた機関で特別教育を履修したり、心理治療を受けなければならず、その期間は審議委員会で定める。

④学校の長は、加害学生に対する先導が緊急であると認める場合、まず第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号の措置を行うことができ、第 5 号と第 6 号の措置は同時に賦課できる。この場合、審議委員会に直ちに報告し、追認を受けなければならない。

⑤審議委員会は、第 1 項又は第 2 項による措置を要請する前に加害学生及び保護者に意見陳述の機会を付与するなど適正な手続を経なければならない。

⑥第 1 項による要請があるときは、教育長は 14 日以内に該当措置をしなければならない。

⑦学校の長が第 4 項による措置をしたときは、加害学生とその保護者にこれを通知しなければならず、加害学生がこれを拒否又は回避するときは、学校の長は「小・中等教育法」第 18 条により懲戒しなければならない。

⑧加害学生が第 1 項第 3 号から第 5 号までの規定による措置を受けた場合、これに関連する欠席は、学校の長が認めるときは、これを出席日数に含めて計算することができる。

⑨審議委員会は、**加害学生が特別教育を履修する場合、当該学生の保護者も共に教育を受けるようにしなければならない。**

⑩加害学生が他の学校に転学を行った後は、転学前の被害学生所属学校に再び転学できないようにしなければならない。

⑪第 1 項第 2 号から第 9 号までの処分を受けた学生が当該措置を拒否又は忌避する場合、審議委員会は、第 7 項にもかかわらず、大統領令で定めるところにより、追加で他の措置をすることを教育長に要請することができる。

⑫加害学生に対する措置及び第 11 条第 6 項による再入学等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

【審議委員会】

2012 年に上記法律に基づき「**学校暴力対策審議委員会**」が発足：

https://www.easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?csmSeq=1408&ccfNo=4&cciNo=2&cnpClsNo=2

学校暴力対策審議委員会の審議内容
・学校暴力の予防と対策
・被害生徒の保護
・加害学生の教育、先導、懲戒
・被害生徒と加害生徒との紛争調整
・学校暴力の予防と対策に関する学校の長が提案する事項

審議委員会の審議方式
・審議委員会の審議は対面審議が原則（被害や加害生徒や保護者が審議委員会に直接出席し、陳述しなければならない）ただし、被害及び加害学生側の要求があったり、図書地域の場合など特別な条件を考慮する必要がある場合、電話、画像、書面等の審議方式も可能。
・審議委員会は、審議過程で小児・青年科医、精神健康医学科医、心理学者、その他の児童心理に関する専門家を出席させたり、書面などの方法で意見を聴取することができ、被害学生が相談・治療などを受けた場合、当該専門家又は専門医等から意見を聴取することができる。
・審議委員会は被害学生又はその保護者の意思を確認し、被害学生又はその保護者の要請がある場合には必ず意見を聴取しなければならない。
・審議委員会は必要と認めるときは、学校暴力が発生した当該学校所属の教員や学校暴力予防及び対策に関する分野の専門家等を出席させたり、書面等の方法で意見を聞くことができる。

秘密漏洩禁止
・学校暴力の予防及び対策に関する業務を遂行又は遂行した者は、その職務により知った秘密又は加害学生・被害学生及び申告者・告発者に関する資料を漏らしてはならない。
・被害学生保護、障害学生保護、加害学生に対する措置、行政審判、紛争調整による審議委員会の会議は公開しない。ただし、被害学生・加害学生又はその保護者が会議録の閲覧・コピー等会議録公開を申請したときは、学生とその家族の氏名、住民登録番号及び住所、委員の氏名など個人情報に関する事項を除いて公開しなければならない。

【2022 年の政府声明】
第 18 次学校暴力対策委員会（2022. 3. 24.）における政府声明より
https://www.korea.kr/news/pressReleaseView.do?newsId=156500618

「今後、政府は学校暴力対策を推進する上で、次のいくつかに焦点を当てたいと思います。
まず、学校暴力は予防が最も重要なので、政策の最優先事項を予防教育強化に置きます。学校暴力予防教育を通じて、「些細な嫌がらせも暴力だ」という認識が学生の間でしっかりと定着するよう努めてまいります。このために、**メタバースを活用した仮想空間**で学生の目線に合わせた体験型・遊び型活動を提供することで、学校暴力予防教育方式を革新します。また、学生がより便利に学校暴力を報告し、状況に合った助けを得るために専用アプリを開発して活用します。
　第二に、学校暴力事件処理においては徹底的に**「被害者中心主義」原則**を適用します。学校暴力が初めて発生した時から被害学生が完全に回復するまで、段階的に被害学生保護・支援プログラムを開発し、細心の注意を払い、厚く保護します。**加害学生に対する実効性のある措置**もさらに強化されなければなりません。重大な学校暴力を犯しても混乱を忘れないよう、学生部に記載した加害学生転校措置記録を卒業後も一定期間保存するように制度を改善いたします。
第三に、オンラインで急増している学校暴力の様相を綿密に分析し、効果的な対応策を設けます。
サイバー暴力は時間と場所にかかわらず継続的に行われ、アカウントの脅迫・SNS 上のいじめなど被害が多様化していますが、発見が容易ではありません。このような新種学校暴力については、オフライン中心に設けられた既存の法と制度を新たに整備して対応いたします。」

8-2.調査
第 18 次学校暴力対策委員会（2022. 3. 24.）における政府声明より
https://www.korea.kr/news/pressReleaseView.do?newsId=156500618
全学生を対象に実態調査を毎年実施している。「学校暴力被害を受けた」と回答した割合が 2013 年 2.2％から 2021 年は 1.1％に低下した。
（その他の年の、具体的な結果は不明）

9. フィンランド

9-1. 対策
いじめ対策プログラム：KiVa プログラム https://www.kivaprogram.net/

以下、「**北川裕子，小塩靖崇，股村美里，佐々木司，& 東郷史治. (2013). 学校におけるいじめ対策教育―フィンランドの KiVa に注目して―. 不安障害研究, 5(1), 31-38.**」を参考に記載

――――――――――――――――――――――――――――――

1.「KiVa プログラム」が生まれた社会的背景

フィンランドでは 1990 年代はじめ、いじめに関する悲惨な事件や自殺が社会問題となった。政府は 1999 年に「学校の安全確保に関する法」を制定し、2003 年の法改正で各学校にいじめ対策の行動計画策定を義務づけた。しかし、学校ごとにプログラムを作成するのは時間が掛かることや、効果検証もできないことから、2006 年にフィンランド教育省がトゥルク大学にいじめ防止プログラム「KiVa プログラム」の開発を委託した。KiVa プログラムは、現在フィンランドの 90%以上の小中学校で実施されている。

2.「KiVa プログラム」の理論背景

いじめは友人間での、優位で力のある位置に立つための競争によって引き起こされること、集団での現象であること、が最近の研究で明らかにされている。また、いじめの加害者でも被害者でもない傍観者がいじめを目撃したときにいかに行動するかが、いじめの制止や維持に重要な役割を担うことが示唆されている。

これらの知見に基づき KiVa プログラムは、集団における人間関係に変化を与えることが効果的ないじめ防止に不可欠であるとの前提に立ち、全生徒の共感、自己効力感、いじめを目撃したときにいじめに反対する姿勢を持つことなどの促進に重点を置いている。結果として、いじめの傍観者がいじめを目撃したときに、いじめを助長するのではなく被害者を助ける行動を起こせるようになることを目指している。

3.「KiVa プログラム」の構成プログラム

学校全体を対象とした取り組みと、個々のいじめへの対応で構成されている。プログラムは、義務教育期間(第 1 学年から 9 学年まで)継続され、1~3 年生、4~6 年生、7~9 年生の 3 グループ別に各学齢に適した内容で構成されている。学校にかかわるすべての人々に働きかけができるように、生徒、教師、保護者のための多くの教材が揃えられている。また、バーチャル学習が準備されていることも特徴的である。

3-1. 学校全体を対象とした取り組み

主要なねらいは、

1)生徒全員がいじめが続くことに対する集団の役割について気づくこと、

2)いじめ被害者に対する共感の助長、

3)いじめに立ち向かい、いじめ被害者をサポートし、それによって生徒の自己効力感を促進させること

である。すべての児童生徒を対象に、担任教師が 1 学年あたり 10 回(計 20 時間)のレッスンを行う。レッスンは初等教育では授業の中で、中等教育ではいじめ防止のために特別な日程を組んで行われる。

児童生徒は、話し合い、ショートフィルム視聴、ペアや小グループでの体験学習などを通じて、いじめがもたらす影響や他者を尊重することを学ぶ。ショートフィルムの内容の一例は、子どもの頃にいじめを受けた経験のある大人が登場し、当時どのようないじめを受けたのか、どのような学校生活だったのか、大人になってからどのような影響が続いているのかなどを語る。レッスンにはこのほかに、仲間がいじめられていることに気づく方法、その仲間を助ける方法、いじめられたときに受けることができる支援についてブレインストーミングする活動が含まれている。

バーチャル学習（KiVa ゲーム）：
3 つのテーマ（I KNOW、I CAN、I DO)から構成されており、児童は、
・いじめに対する知識を習得し(I KNOW)、
・いじめに向き合う適切なスキルを学び(I CAN)、
・そして習得した知識とスキルを実際の生活で用いることが奨励されている(I DO)。
これらは、実際の生活においていじめに対処するための予備的学習となっている。また、KiVa プログラムの実施校では、教師がいじめを監視しているということをアピールするために、休み時間に教師が目立つベストを着用することや、保護者には、KiVa プログラムに関するハンドブックが配布されることも特徴的である。

3-2.個々のいじめへの対応
プログラムには、実際にいじめが起こった際の教員と生徒の対処行動に関する具体的な手続きもある。主には、各学校では、教員 3 人からなる「KiVa チーム」が構成され担任と協力して個々のいじめに対応する。KiVa チームは、たとえば、いじめに巻き込まれた児童生徒への個別対応や、いじめ被害者と加害者を混じえてのディスカッションを行う。また、学級担任はいじめの起こったクラスの中心的な児童生徒を集めて被害者への支援を促すなど、計画的にフォローアップする。

3-3.教員のトレーニングと学校間のネットワーク
KiVa プログラムでは、トゥルク大学の KiVa 開発チームのメンバー(KiVa プロフェッショナル)が各学校とのネットワーク、また学校間のネットワークの構築を統括しマネジメントする。たとえば、KiVa プロフェッショナルは、プログラムが各学校の教員によって適切に実行されているかのモニタリング、教員への研修、担任や学校内の KiVa チームの教員に対して、プログラム導入前に 2 日間の face-to-face のトレーニングを実施する。また、学校間のネットワークを構築するために、3 つの学校の KiVa チームが集って、定期的にミーティングを実施する。さらに、KiVa チームの教員は KiVa プロフェッショナルとインターネット上でディスカッションすることも可能である。
――――――――――――――――――――――――――――――

9-2.調査

以下、「北川裕子, 小塩靖崇, 股村美里, 佐々木司, & 東郷史治. (2013). 学校におけるいじめ対策教育―フィンランドの KiVa に注目して―. 不安障害研究, 5(1), 31-38.」を参考に記載

――――――――――――――――――――――――――――

「KiVa プログラム」の効果検証

KiVa プログラムの効果の検証結果は、これまで 4 本の論文により報告された。これらは、117 校の介入学校(KiVa 実施学校)と 117 校の対照校(KiVa 非実施学校)で RCT により効果を検証したものである。RCT はフィンランド国内で 2007~2008 年に実施された。

小学 4~6 年生までの結果によると、KiVa 実施学校では、言葉によるいじめ、身体的ないじめ、ネットいじめを含むいじめ被害も減少し(Salmivallietal.,2011)、いじめに関与した子どもからの報告でも、関与していない子どもからの報告でも、いじめが統計学的に有意に減少した(Kärnäetal.、2011a)。また、プログラム導入後は、生徒全体で不安や抑うつが減少し、周囲の友人への感じ方(e.g., 友人は自分に敵意を持っている、と感じる)が改善した(Willifordetal.,2012)。さらに、被害者の子どもにも同様の効果が認められた。

この試行の後、フィンランドの学校 1,000 校以上が参加し、全国的に KiVa プログラムが実施されるようになった。2009 年の調査では、これらの学校でいじめ加害および被害の減少に効果があるということが証明されている(Kärnäetal.、2011b)。

――――――――――――――――――――――――――――

9-3. 育成

https://www.kivaprogram.net/

・トゥルク大学に、KiVa 製品のマーケティング、流通、販売の権利を付与されるには「ライセンスパートナー」になる必要がある。

・ライセンスパートナーになるということは、教育、学校、教師のトレーニングやいじめ防止活動に関して長期的なコミットメントを持つということである。パートナーになるには、プログラムを使用する学校に対し、準備、実施、サポートするリソースが必要である。

・パートナー組織の例：NGO、学区、公的または民間の研修会社、出版社　など

・現在(2022.12) のパートナー組織

　・ベルギー：Tenz vzw とその代表者 The University of Peace (Wallonia)

　・チリ: Santillana Chile

　・エストニア: SA いじめフリースクール

　・アイルランド（北東アイルランド): The Genesis Programme

　・イタリア：EbiCo Cooperative ONLUS

・ニュージーランド: Victoria Link Limited
・スペイン北部、バスク国: 学校協会、Macmillan Education Iberia
・スペイン、アルゼンチン、メキシコ（英語版）: Instituto Escalae
・スペイン：Macmillan
・スウェーデン: マゲルンゲン
・チェコ共和国: Schola Empirica
・オランダ：KiVa BV
・英国: Early Intervention Wales Ltd.
・ベルギー、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルグ、スペイン、ドイツのヨーロッパ学校ネットワーク

・KiVa を新たな地域に導入するためのプロセス：
（ https://www.kivaprogram.net/contact-us/）
（1）トゥルク大学とのライセンス契約締結
（2）教材の新しい言語版の制作
（3）トレーナーのトレーニング
（4）プログラムのマーケティングと学校の募集
（5）学校への導入前トレーニング
上記の準備のために 1 年間を確保しておく必要がある。

以上